

高知県道路位置指定指定基準

(平成元年 7 月 1 日制定)
 (平成 5 年 4 月 1 日改正)
 (平成 20 年 5 月 1 日改正)

(目的)

第1 この基準は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路(以下「5 号道路」という。)の位置の指定を行うについて具体的基準を定めて、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(道路の基準)

第 2 5 号道路は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 144 条の 4 の規定によるほか、この基準によるものとする。

2 5 号道路及び 5 号道路に伴って開発される土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水の恐れがある土地、その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、よう壁の設置等敷地の安全上必要な措置を行わなければならない。

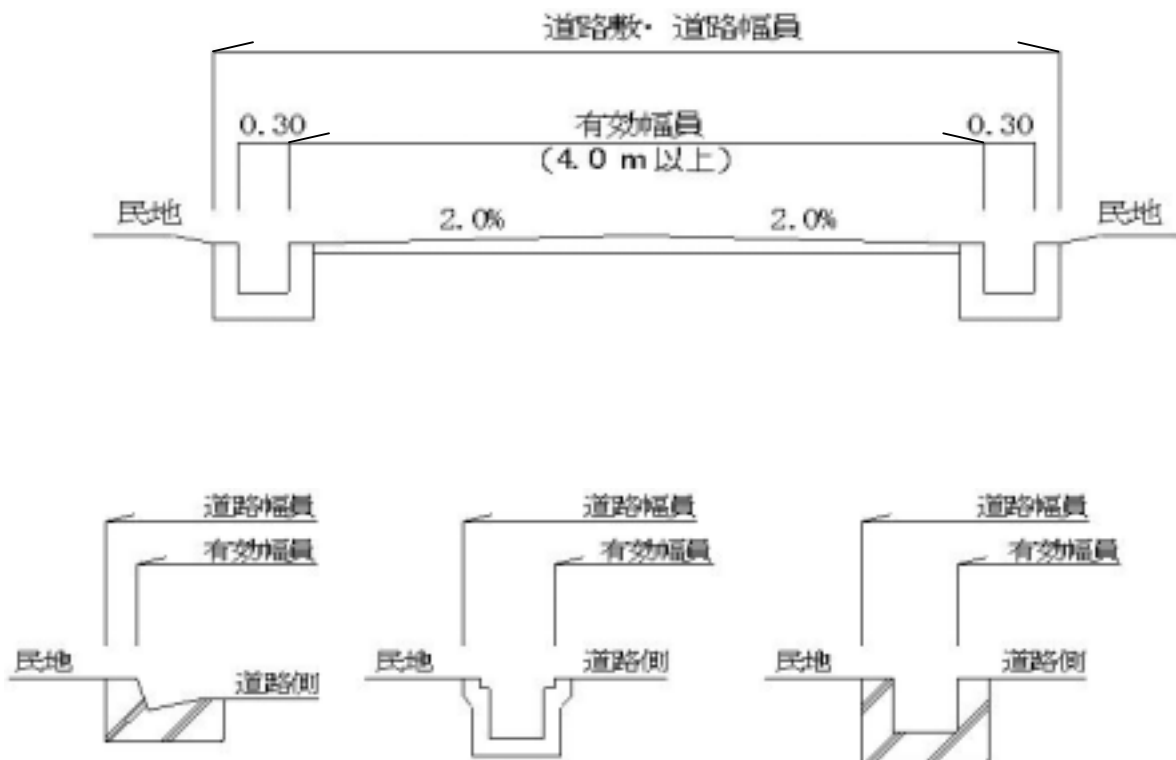
3 5 号道路の構造は、路盤工の厚さを 10 センチメートル以上、アスファルト舗装の厚さ 4 センチメートル以上、若しくはこれに類する構造とすること。

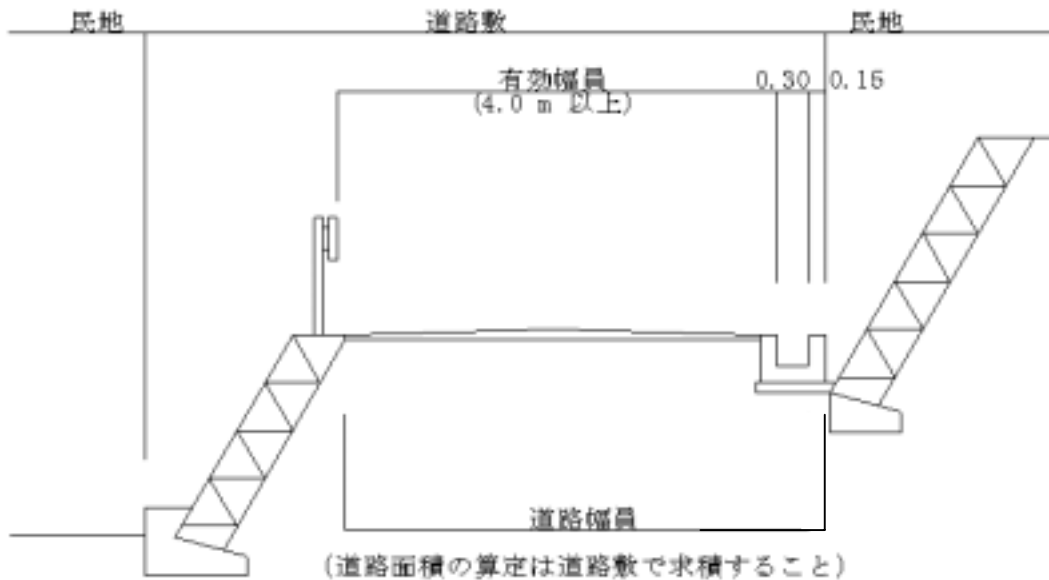
(幅員及び延長)

第 3 5 号道路の幅員及び延長は次の各号によるものとする。

(1) 幅員は、次図に示す方法によって計るものとし、有効幅員は 4 メートル以上とする。ただし、知事が土地の状況によりやむを得ないと認めた場合は、道路幅員を 4 メートル以上とすることができる。

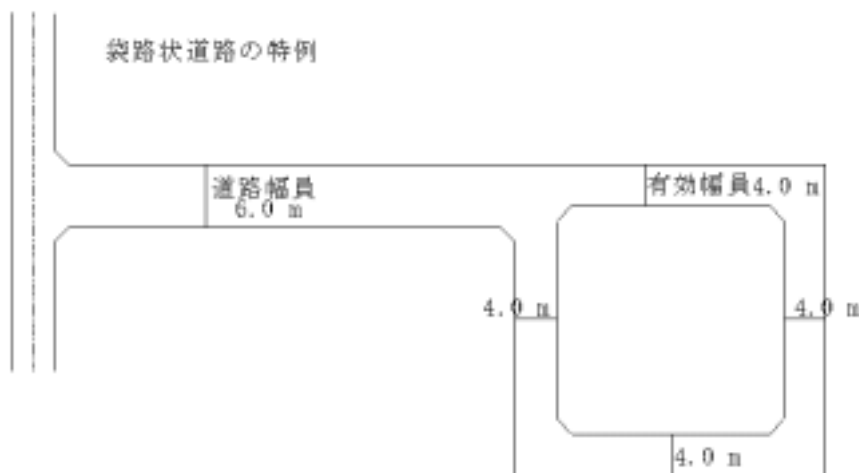
(2) 延長は、当該道路の各部分の中心線によって計り、終端に転回広場がある場合はその中心線までを計るものとする。





(袋路状道路の特例)

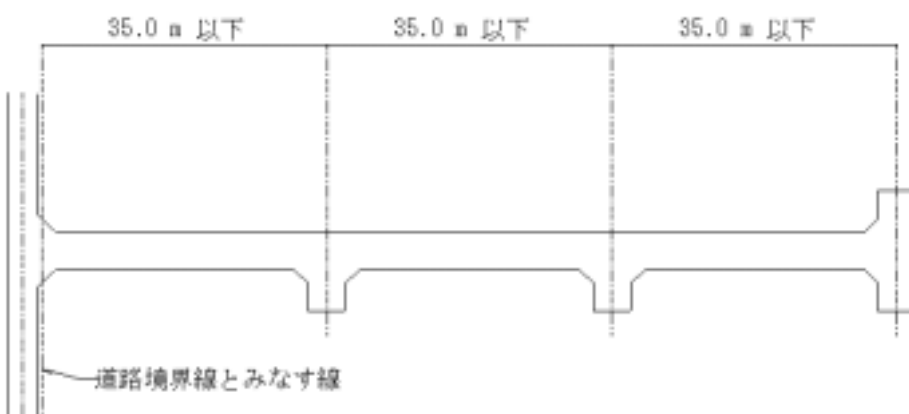
第4 終端が口字型(口字型に類する形状を含む。以下この基準において同じ。)となっている5号道路で、接する道路から口字型の5号道路に至るまでの道路幅員が6メートル以上のものは、袋路状道路とすることができる。ただし、口字型5号道路の部分の延長が70メートルを超えるときは、70メートル以内ごとに1以上の転回広場を設けなければならない。



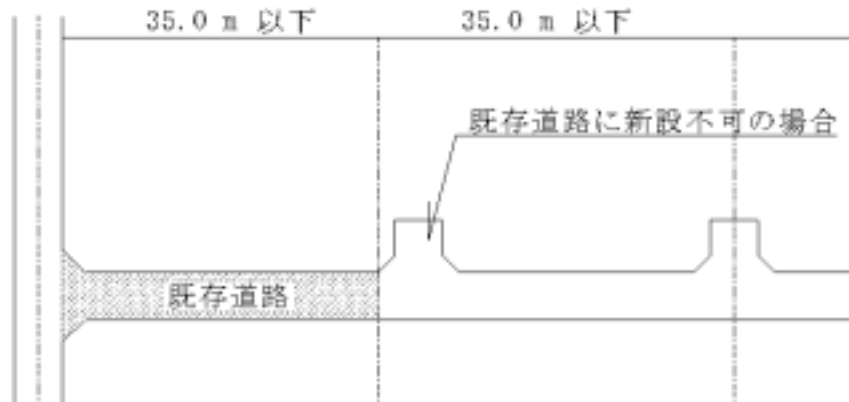
(転回広場の間隔)

第5 令第144条の4第1項第1号八の規定による転回広場の間隔は、接続する道路の側端(法第42条第2項の規定による道路の境界線とみなす線がある場合はその境界線。)における5号道路中心線を起点とし、転回広場の中心線までの長さとする。

転回広場の間隔



- 2 5号道路を既存の袋路状道路に接続する場合は、当該既存の道路にもっとも近いところに転回広場を設けるものとする。



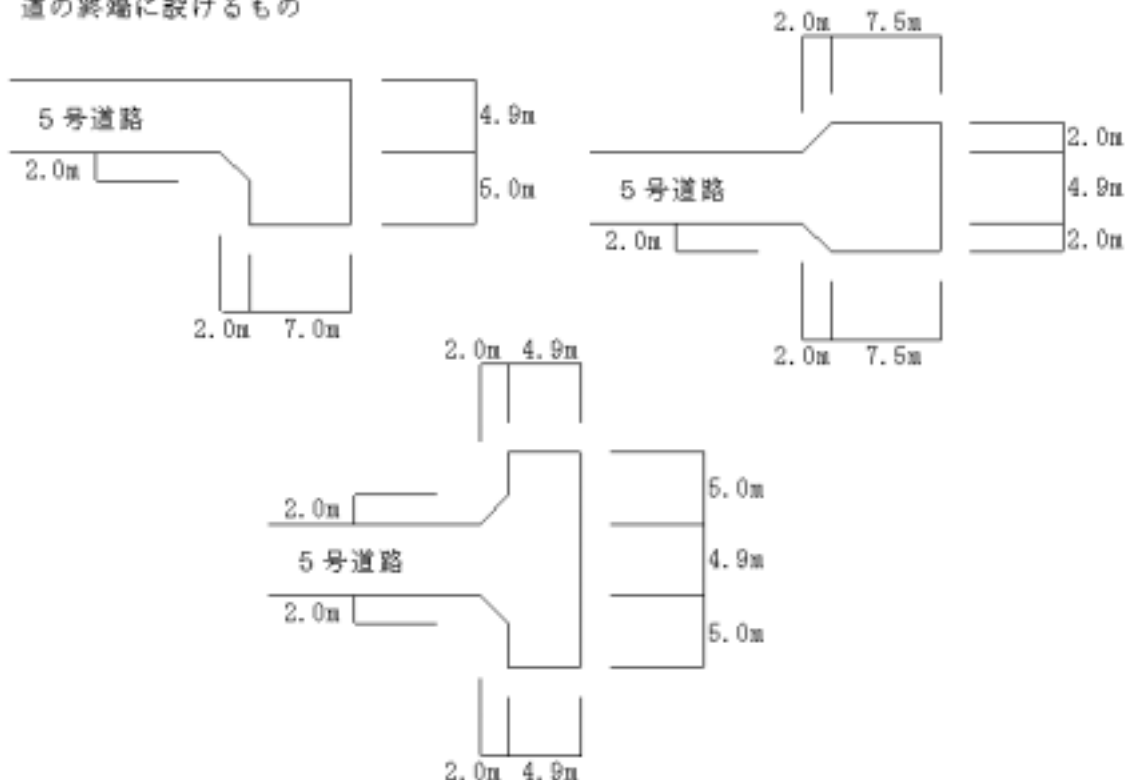
- 3 5号道路が、法第42条第1項第4号の道路に接続する場合は、道路に接続しているものとみなす。

(転回広場の規模)

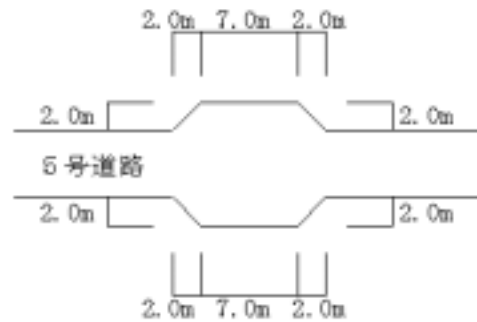
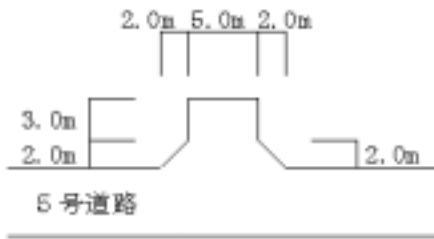
第6 昭和45年建設省告示第1837号の自動車転回広場に関する基準に適合するものは、次のとおりとする。

- (1) 小型四輪自動車1台当りの停車に必要な広さは、長辺が5メートル以上、短辺が2.5メートル以上であること。ただし、5号道路に並行に停車する場合で、自動車の転回に支障のない場合は、その短辺を2メートル以上とすることができる。
- (2) 道路の中心線からの水平距離が2メートルを超える範囲内において、小型四輪自動車のうち最大なものが2台停車することができるものであること。
- (3) 転回広場の拡幅部の隅角は、その角をはさむ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設け、自動車の転回に支障のない形状とすること。

道の終端に設けるもの



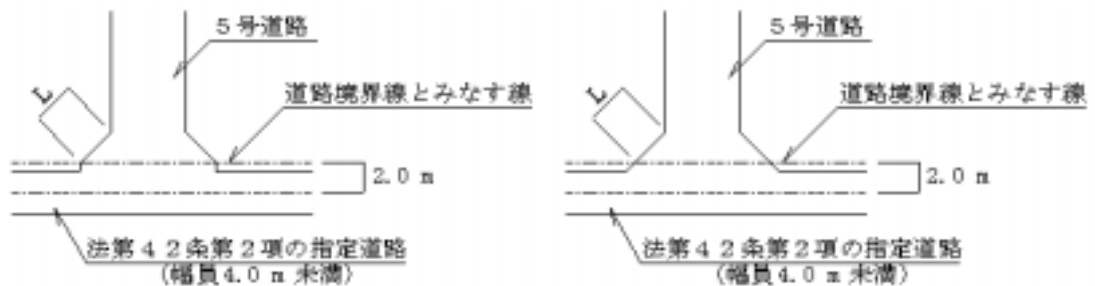
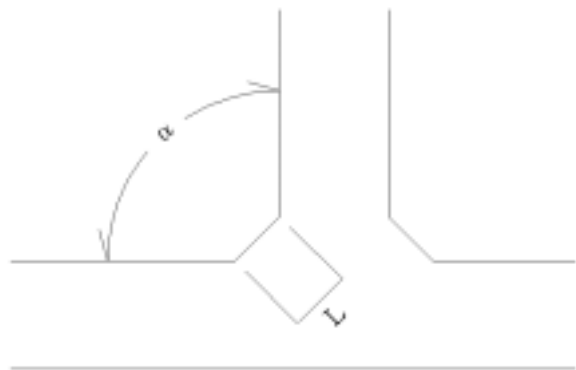
35mの区画ごとに設置するもの



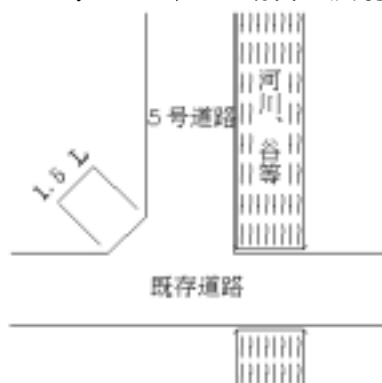
(5号道路のすみ切り)

- 第7 令第144条の4第1項第2号の規定によるすみ切りの長さは、道路と宅地の境界(側溝の外側)を計るものとし、路肩がよう壁の場合はよう壁の外側を計るものとする。
- 2 交差点におけるすみ切り長さは、交差する道路の角度に応じてそれぞれ次に示す値を標準とし、その長さ(L)は角度()が75度未満は4メートル、75度以上105度未満は3メートル、105度以上120度未満は2メートルとする。
- 3 5号道路が法第42条第2項の規定による道路と接続する場合のすみ切りは、次図に示す形状とすること。

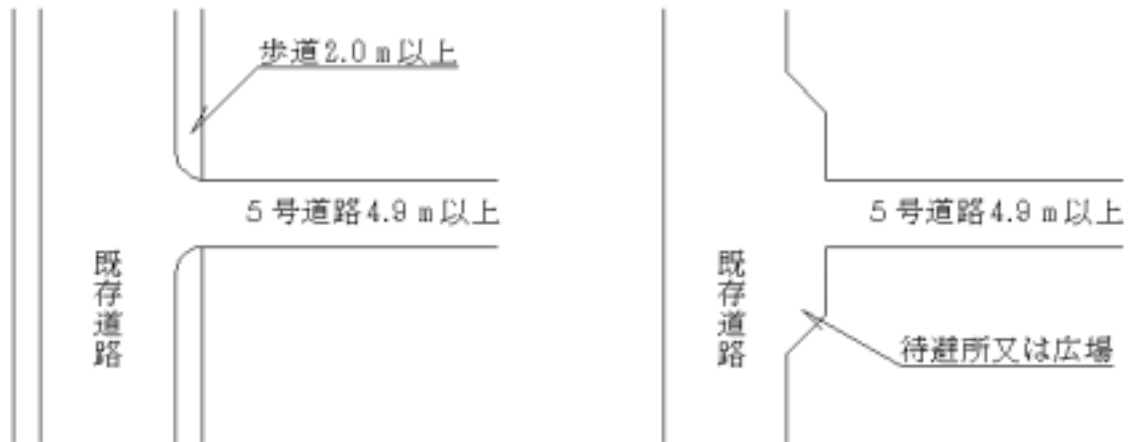
5号道路のすみ切り



- 4 5号道路が次の各号の一に該当し、かつ、交通の安全上支障がないと認められる場合は、片側すみ切りとすることができる。この場合の片側すみ切りは原則として第2項で定める(L)の1.5倍以上としなければならない。
- (1) 河川・水路等に接して築造する場合で、これと交差する道路の橋梁、欄干等によりすみ切りができないとき。
- (2) 既存の家屋、高い堅固なよう壁、もしくはがけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められるとき。ただし、この場合は反射鏡の設置等の有効な処置を講ずること。

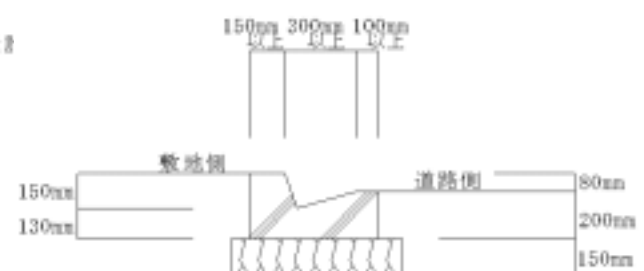
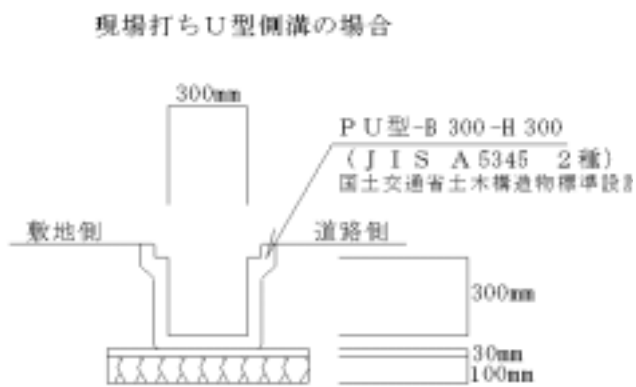
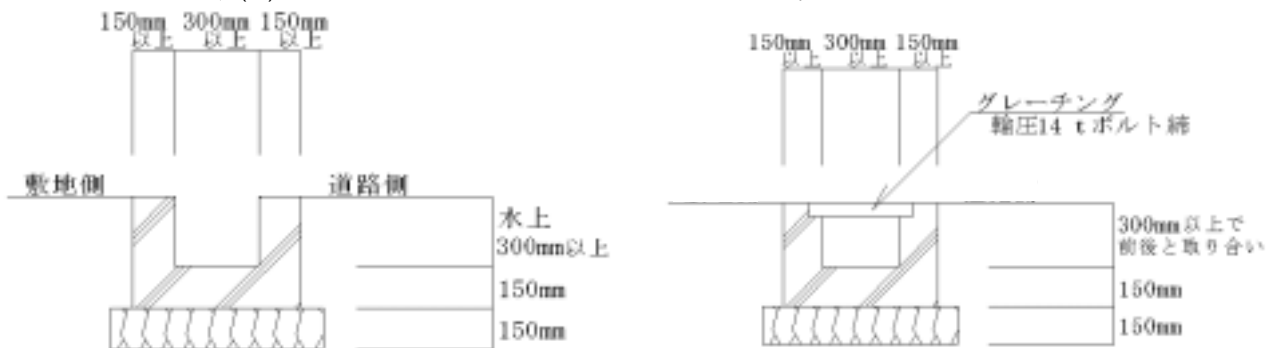


- 5 令第144条の4第1項第2号ただし書きの規定によりすみ切りを設ける必要がないと認めるものは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 5号道路が幅2メートル以上の歩道を設けた他の道路に接続する場合。
 - (2) 5号道路が他の道路の待避所又はこれに類似する広場等に接続する場合。



(側溝)

- 第8 5号道路の側溝は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 現場打ち又はプレキャストU型側溝とし、原則として道路の両側に設け、堅固で耐久性を有し、溢水のおそれのない構造とする。
 - (2) 清掃を用意を行うことができる構造とし公共下水道、都市下水路その他の排水施設に接続すること。
 - (3) 敷地内の排水に支障がなく、路面の排水のみに供する側溝で道路の延長が20メートル以下の場合、(1)号にかかわらずL型側溝とすることができる。



(道路の安全施設)

第9 5号道路には、通行の安全を確保するため必要に応じて防護柵、反射鏡、路面の滑り止め等の措置を行うものとする。

(特例)

第10 知事が、この基準によりがたい特殊な事情があると認めた場合でその計画が避難及び通行の安全上、衛生上支障がないときは、この基準によらないで指定することができる。

(付記)

この基準は、平成元年10月1日から施行する。

この基準は、平成5年7月1日から施行する。

この基準は、平成20年5月1日から施行する。